

●2026（令和8）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【伊賀地区・阿山地区 事業所】

公共下水道使用料（一般家庭用・事業所等用）

（消費税込）

1か月あたりの使用料								
基本使用料	従量使用料（1m ³ につき）							
	1 m ³ ～ 10 m ³	11 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 30 m ³	31 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 200 m ³	201 m ³ ～ 500 m ³	501 m ³ ～ 1,000 m ³	1,001 m ³ 以上
1,650円	143円	209円	231円	242円	264円	286円	308円	319円

2か月で水量 60 m³使用した場合、下記の金額となります。

※2026（令和8）年4月分から2028（令和10）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

①令和5年1月以前の使用料		②令和5年2月以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分までの使用料 (軽減率 75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分までの使用料 (軽減率 50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分までの使用料 (軽減率 25%)
				④軽減額: (③×75%) 使用料: ② - ④	⑤軽減額: (③×50%) 使用料: ② - ⑤	⑥軽減額: (③×25%) 使用料: ② - ⑥
伊賀地区 阿山地区 事業所	基本使用料 4,400円 + 加算使用料 11,520円 = 15,920円	基本使用料 3,300円 + 従量使用料 11,660円 14,960円	▲960円	軽減額: ▲720円 使用料: 15,680円	軽減額: ▲480円 使用料: 15,440円	軽減額: ▲240円 使用料: 15,200円

※実際のご利用状況により、各事業所様の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。